

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24520094

研究課題名(和文) 日本近代における制度の準拠としての主権論に関する基礎的研究

研究課題名(英文) The fundamental research on the theory of sovereignty as reference of the institution in modern Japan

研究代表者

嘉戸 一将 (KADO, Kazumasa)

龍谷大学・文学部・准教授

研究者番号：30346069

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、近年、思想的観点から批判にさらされている主権論を、歴史的に、とりわけ日本近代におけるその受容と展開に焦点を合わせて再検討した。主権論に対する思想的な批判とは、全能性を標榜する主権論の暴力性を告発するものである。そこで本研究が提起した問いとは、以下のようなものである。歴史的に見て、制度的秩序の定礎となってきたのは全能者の観念であるのか。日本において、まず主権論は主権者論として受容されたが、天皇主権説への批判の中から、日本の歴史的・制度的観念に依拠し、主権概念が主権者に還元されないことを指摘する見解が現れており、そこから制度的秩序の現代的な正統性論としての主権論の可能性を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research program revisits the theory of sovereignty, that is harshly criticized from the philosophical point of view, especially by focusing on the assimilation and development of this theory in modern Japan. This criticism, for example, blames the theory for being violent because it insists that the sovereign is the omnipotent. And then this program poses the problem as follows: is it the idea of omnipotent from historical point of view that has constituted the foundation of the institutional order? In Japan, at first, one had assimilated the theory of sovereignty as that of sovereign, but, among the criticism of the theory of the emperor as sovereign, another theory, that pointed out that the concept of sovereignty wasn't reduced to that of sovereign by being based on the historical and institutional ideas, has appeared. This project extracts the possibility of the theory of sovereignty as contemporary one of the legitimacy of the institutional order from this history.

研究分野：人文学

キーワード：思想史 政治思想史 法思想史

## 1. 研究開始当初の背景

16世紀にジャン・ボダンによって提唱されて以来、近代的な制度的秩序の正統性に関する言説を構成してきた主権論であるが、

(1) 第二次世界大戦後、国際機関の権限拡大や多国籍企業の活動拡大などといった国際関係の変容に伴い、国家の主権性に疑問が投げかけられ、

(2) また20世紀末には、哲学など思想研究の領域から、他者排除の論理が胚胎されていることから国家や国民の主権性の暴力性が批判されている。

しかし、正統なものとして承認されることなくして、制度的秩序は維持しえないだろう。そうした意味において、現代の制度的秩序は危機にあり、そこで歴史的に主権論を問い直すことで、制度的秩序の存立の可能性を模索する必要があると考えられる。

## 2. 研究の目的

上記「背景」のうち、(1)については近年、EUと加盟国との関係や、条約とその締結国との関係に関する詳細な研究がなされ、立法や司法の分野において主権論は依然として法的に重要な意義を有していることが指摘されている。したがって、主権論への決定的な批判は、上記「背景」(2)と考えられ、また管見の限り、これに対して生産的な反応は見られない。そこで、上記「背景」(2)の批判において問題となっているものを分析し、歴史的観点からその妥当性を検証し、その上で主権論を制度的秩序に関する言説から安易に排除するのではなく、制度的秩序の定礎として主権論の現代的な意義と可能性について模索する。本研究遂行にあたって、従来の研究と異なり、単に主権論の出所である西ヨーロッパにおける論議のみならず、西ヨーロッパから主権論を受容した近代日本におけるその展開をも参照する。近代日本におけるその経験は、西洋による世界秩序形成に組み込まれた非西洋の国と地域にとって、主権

国家体制の暴力性の経験を意味するものに他ならないが、にもかかわらず、日本と西洋とに分有されうる歴史的・制度的な観念を動員し、非暴力的な主権性の概念を呈示した日本の経験は、主権をめぐる世界的な論議に一石を投じうると考えられる。

## 3. 研究の方法

(1) 西洋中世以来の主権論の歴史に関する資料から、現代の主権論研究・批判に関する資料までを収集・分析する。主権論の祖とされるのは16世紀フランスの思想家ジャン・ボダンであることは言うまでもないが、ボダンの主権論は11世紀のローマ教会の改革や、12世紀のいわゆる「ローマ法の再発見」以来のローマ法研究の所産とされており、そのため中世思想史研究を参照する必要がある。また、この約20年の間に主権論研究・批判に関する文献が多数刊行されており、本研究はそれらに対して旗幟を明らかにしなければならないと考える。

(2) 明治初期以来、現行憲法制定期までの主権論の受容と展開に関する文献を収集・分析する。主権論の受容が1870年代に始まるのは言うまでもないが、おそらくその独自の展開がピークを迎えるのは、1930年代から現行憲法制定期であると考えられる。

(3) 明治初期以来、現行憲法制定期までの、国内のアーカイヴズ(国立国会図書館憲政資料室、国立公文書館など)の所蔵する一次資料や新聞記事等の史料を、複写等によって収集・分析する。収集した資料に関しては整理し目録を作成し、今後の研究にも提供できる状態にする。

(4) 国内外の研究会等に参加し、最新の知見を収集するとともに、研究発表を通じて本研究の妥当性を検証する。

## 4. 研究成果

(1) 主権論の起源が11世紀の「グレゴリウス改革」にあることが確認された。この点は、中世思想史研究者においてはある程度共有

された認識と言えるが、主権論研究、とりわけ主権論批判においては必ずしも前提とされていないため、主権論をめぐる今後の生産的な論議のために注目すべき見解であると考えられる。

(2) 主権論が一神教的な創造主信仰を前提としていることは広く知られているが、中世の主権論の雛型においては、文字通り、一神教的なコスモロジーが共有されており、このコスモロジーは地上の主権者があくまでも神をパラダイムとして行動することを前提にしている。一方、12・13世紀の創始期の法学において問題とされたのは、ローマ法における皇帝の法との関係だった。すなわち、立法者としての皇帝は法から解放されている、法に拘束されているのかという問題である。ともにローマ法の法諺に由来するこの問題を、当時の法学は矛盾なく解釈することに腐心した。従来、カール・シュミットによって、ジャン・ボダン以後の近代的主権論は、このアポリアを断ち切って、法から解放された「決断者」としてフォーミュレートされたという見解が流布していたが、近年の知見を総合すると実際には19世紀までこのアポリアは継承されており、シュミット流の「決断者」は18世紀末に現れたイメージであることが明らかになった。にもかかわらず、主権論批判においては、近年の研究成果が反映されていないことが問題の一端であると考えられる。

(3) 19世紀以降、フランスでは主権を、国民や君主といった現実の主権者と区別して、神や理性の観念に帰する主権論が現れ、またドイツでは国家主権説が現れる。従来、この動向は政争を止揚するための政治的方策として、いわば消極的に評価されてきたが、主権論とは異なる西洋のもう一つの制度的言説の伝統、すなわち人が個であることと共同体的であること(多と一)との矛盾に関する言説の伝統を射程に入れるならば、プロティ

ノスにまで遡る西洋における至高性の観念の問題であり、むしろ至高性を無として表象する伝統に位置するものとして解釈すべきであることを明らかにした。つまり、シュミットの主権論はこうした伝統的言説を等閑視したものであり、またシュミットの主権論に依拠し、主権者の暴力性を告発する主権論批判もまたこの伝統を忘却することで成立していることを明らかにした。むしろ、少なくとも19世紀までの主権論においては、主権者と主権そのものとを峻別する論理が胚胎されており、主権を主権者に還元する主権論はカント的な自律の理念を取り込んだ主権論のひとつのヴァリエーションにすぎないことが分かる。この後者が現代の一般的な主権論のイメージの形成に寄与し、自己決定権等の言説を可能にしているのだが、歴史的パースペクティブからすると、それは極めて現代的な現象にすぎず、もしこの主権論に倫理的問題があるとすると、真の問題は主権論全体にあるのではなく、現代において流布している主権論のイメージにあるのであり、その意味において、主権論のイメージは今後改められる必要があると考えられる。

(4) では、西洋の文化的伝統に根ざした主権論は、日本においてどのように受容されたのか。1870年代までの主権論受容については、従来の研究で明らかにされている。すなわち、sovereigntyの訳語に「主権」という語が中国で活動した西洋の宣教師たちによってあてられ(God=「主」の権限という意味において)、それまで君主の権力を意味していたこの語から、日本では単純に権力の所在を表示するものとして理解した、と。本研究は、主権という語が、その後どのように理解されたのかを追跡するために、主権論争(1881~1882年)と直後に政府によって刊行されたホップズやジョゼフ・ドウ・メーストルの翻訳に分析した。主権論争において、とりわけ注目したのはフランソワ・ギゾーの

「理性主権」論が紹介されていた点である。また、ドウ・メーストルの真の主権は君主でもなく国民でもなく神にあるとする主権論が紹介されている点にも注目した。こうしたネオ・プラトニズム的な伝統をひく至高者を無とする主権論は、1880年代においては、通説の地位を占めることはなかった。その原因について、本研究は以下のように考える。漢語の主権がもっていた意味のために、主権は主権者として観念され、さらに、主権をはじめとする西洋の制度的語彙は、何らかの擬制によって成立しており、主権者が神をパラダイムとして演じられることが求められるように、西洋固有の擬制に関する知識が前提とされるのだが、明治中期以前の日本ではこの擬制に関する認識が不十分であった。

(5) 明治憲法制定期の一次資料（おもに国立国会図書館憲政資料室所蔵の諸文書）を調査したところ、同時期の主権概念は(4)同様、もっぱら主権者に還元されたものであることを確認した。ただし、例外的なものとして井上毅の「シラス」論（統治権論）に見られる主権概念は必ずしもその限りではないことを明らかにした。

(6)(4)に関連して、「人格」概念の受容についても、本研究は検討した。近代的主権論においては、主権の絶対的な至高性の効果として、身分制的な諸人格の相対的な高さは無化され、諸人格の平等が導き出される。そこで、主権論の受容は平等な人格概念の受容を伴うのだが、personの訳語として採用されたのは、カント哲学や新カント主義が受容される19世紀末までは、「人」や「人体」、「人体質」などの語であった。つまり、物質性を喚起する観念だった。しかし、personはラテン語personaに由来する概念であり、元来は「役柄」などを意味する語で、必ずしも物質性を要件とはせず、それゆえ「法人」概念など実体性を要しない概念として用いられた。とはいえ、この人格概念の日本における受容と変

容については、本研究は十分に明らかにすることができたとは言えないため、今後の研究課題としたい。

(7)(6)の人格概念の受容と変容という問題は、天皇機関説論争にも影を落としていることを、本研究は確認した。すなわち、天皇主権説を主張する上杉慎吉は、美濃部達吉の天皇機関説の国家観念が国民によって構成されるものであり、国民主権論と何ら変わらないと批判したのに対して、美濃部は国家法人説における国民は人体の細胞の如きものと弁明したのである。美濃部の天皇主権説の出所であるゲオルク・イエリネックの国家法人説は、法学説における比喩を厳密な思考を妨げるものとして斥けているにもかかわらず、美濃部においてはイエリネックの法人説が後景に退き、国家有機体説のような比喩的国家観が採用されているのである。このことは、人格概念の忠実な受容の困難を示す事実であるとともに、主権概念の物象化として、本研究は位置づけた。

(7)主権概念の日本におけるこうした変容は、1930年代以降に、さらなる変容を見せる。すなわち、西田幾多郎など哲学の京都学派における「絶対無」としての主権論である。天皇機関説事件など、リベラルな学説への弾圧が行われた1930年代中頃から、問題の核心を主権＝至高性の観念に見て取った西田らは、プロティノスに触発されながら「東洋的な」至高性の観念を「絶対無」としてフォーミュレートしたが、この「絶対無」を主権論にも適用したのである。それは西洋近代の自律の理念に対抗し、制度的秩序の絶対的な他律性を説くものだった。またその意義は、当時の政治状況に拘束されるものではなく、シュミットのな実体的な主権者論を克服しうる制度的秩序の正統性論として現代的可能性を有するものと本研究は考える。

(8)戦時期および敗戦直後の一次資料（おもに国立国会図書館憲政資料室および国立

公文書館所蔵の諸文書、行政文書)を調査したところ、「絶対無」主権論に触発された見解はほとんど認められず、当時の政治家・官僚が思想的に主権論を検討する余裕がなく、明治憲法体制における主権の所在が天皇であるか国家であったかという問題のみを関心としていたことを確認した。また彼らの国家主権説も、単に君主主権説と国民主権説の妥協という国家法人説の消極的意義しか捉えていないことも確認した。そのことは、敗戦後の主権論議を、連合国の要求した「民主化」との関連で国民主権説を採用することを明確にするだけの論議へと矮小化したことを意味すると本研究は考える。その一方で、一部の思想家(和辻哲郎や尾高朝雄など)が「絶対無」主権論の重要性を唱えていたことを忘れてはならないことを、本研究は強調したい。

以上の研究成果をもとに、いくつかの論文・研究発表を通じて国内外において、主権論を再考する必要性を問うたが、現在執筆中の著書などを通じて、さらに広く世に問う予定である。また、上に触れたように、人格概念など主権論に関係する他の概念などについては、今後、さらに研究を深化させたいと考える。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### [雑誌論文](計 3 件)

嘉戸一将、人格という「形」 法的概念を受容するということ、近代化と学問  
相愛大学総合研究センター報告書、  
査読無、2016年、1 - 20

嘉戸一将、日本国憲法と国家 佐々木・和辻論争をめぐって、龍谷大学論集、  
査読無、485号、2015年、49 - 82

Kazumasa Kado, Revisiter la notion de souveraineté, *Droit. Revue française de théorie, de philosophie et de culture juridique*, 査読有、53巻、2012年、215 - 239

##### [学会発表](計 4 件)

嘉戸一将、主権論からみた立憲主義、ド

グマ人類学研究会、2014年7月25日、東京外国語大学府中キャンパス(東京都府中市)

嘉戸一将、主権論と主権者論 神か、代理人 か、ドグマ人類学研究会、2013年11月28日、東京大学駒場キャンパス(東京都目黒区)

嘉戸一将、人格概念の受容と変容 主権論の余白に、ドグマ人類学研究会、2012年9月13日、東京大学駒場キャンパス(東京都目黒区)

嘉戸一将、「形なき形」を把握すること 法的諸概念の受容と変容、相愛大学総合研究センター、2012年7月25日、相愛大学(大阪府大阪市)

##### [図書](計 件)

##### [産業財産権] 出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

##### 取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

##### [その他] ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

嘉戸一将 (KADO, Kazumasa)  
龍谷大学・文学部・准教授  
研究者番号：30346069

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：